

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【総括】

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	8	8	—	0.0
(2)産業投資	449	362	87	24.0
うち 出 資	449	362	87	24.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	457	370	87	23.5

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	58	57	1	1.8
(2)産業投資	3,063	2,614	449	17.2
うち 出 資	3,063	2,614	449	17.2
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	3,122	2,672	450	16.8

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	1,247	975	272
(内訳)			
石油天然ガス等勘定	3	2	1
投融資等・金属鉱産物備蓄勘定	1,239	967	272
金属鉱業一般勘定	5	6	△1

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	1,247	975	272
(財源)			
財政投融資	457	370	87
財政融資	8	8	—
産業投資	449	362	87
政府保証	—	—	—
自己資金等	790	605	185
政府保証（5年未満）	763	447	316
貸付回収金	34	37	△3
借入金等償還	△7	△6	△1
その他	△0	127	△127

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【石油天然ガス等勘定】

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	3	2	1	50.0
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	3	2	1	50.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	28	29	△0	△ 1.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	28	29	△0	△ 1.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		3	2	1
(内訳)	共同石油備蓄施設整備融資	3	2	1

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		3	2	1
(財源)	財政投融资	3	2	1
	財政融資	3	2	1
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	—	—	—
	貸付回収金	3	3	0
	借入金等償還	△3	△3	△0

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【石油天然ガス等勘定】

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

民間石油・石油ガス備蓄事業は、産油国における政情不安等による石油・石油ガスの供給途絶等に備え、長期間、多額の費用負担が求められる我が国のエネルギー・セキュリティの一翼を担うものであり、国の積極的な支援が必要な事業である。

財政投融资要求における融資対象は、安定した基地操業に必要な設備の更新工事等であり、民間借入では長期資金を低金利で借り入れることが難しいことから、調達コストの低減を図るため財政融資資金による調達を行っている。

以上のとおり、民間金融市場を補完する観点から財政融資資金を活用しており、官民の適正な役割分担がなされている。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

「石油の備蓄の確保等に関する法律」第5条及び第10条の規定に基づく民間備蓄義務を果たすため、2社以上の民間石油精製業者等及び2社以上の石油ガス輸入業者等が共同で備蓄会社を設立した融資対象会社が、石油・石油ガス貯蔵施設を設置する場合には、総事業費の80%を上限に施設建設等のために必要な資金（資本的支出）に限って、財政融資資金による調達を行い、融資している。（残りの20%は共同備蓄会社が自ら市中金融機関から資金を調達している。）

融資対象会社は過去の借入について償還が滞ったことはなく、また融資にあたっては、共同石油・石油ガス備蓄会社に対する出融資細則（JOGMEC内規）第20条に基づきJOGMECが担保を徴収することになっている。

貸倒償却については、昭和52年度の共同石油備蓄施設整備融資事業開始から現在に至るまでの間、貸倒れは発生しておらず、また貸付にあたっては十分な担保を徴収するとともに、毎期財務評価及び担保の再評価等を実施し、不足が見込まれるものについては、追加の担保を徴求するなど、十分な債権保全に努めている事から見込んでいない。

以上のように、融資対象事業を資本的支出等に限っており、かつ官民で融資を分担し、必要な担保を徴求すること等によって民間のモラルハザードを防ぎ、適度な支援を行っている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

上述のとおり、共同石油・石油ガス備蓄会社融資事業は、これら民間備蓄のため設立された共同石油・石油ガス備蓄会社の石油・石油ガス貯蔵施設建設等に必要資金に対して融資を行っている。

令和2年度要求にあたっての財政投融资の規模は、融資対象会社（大分液化ガス共同備蓄株式会社）の施設の維持改修等に必要経費（資本的支出）に限っており事業規模や同社の自己資金等財務状況を踏まえてヒアリングの実施により十分に精査した適切なものとなっている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

毎年度の要求にあたっての財政投融资の規模は、融資対象会社施設の維持改修等に必要経費であり、要求は、ヒアリングの実施により事業規模や融資対象会社の自己資金等を踏まえて行っている。

なお、平成28年度に運用残が生じたのは、浮き屋根等の改修工事において、備蓄原油移送先タンクの開放点検にて底板の異常箇所が判明し予定外の対策工事を行ったため、改修工事の着工が後倒しとなったことによるものであり、残額の1.56億円は平成29年度に繰越して事業を実施している。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	1.56億円	—	—
運用残率	39.0%	—	—

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし。

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【石油天然ガス等勘定】

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2019」に盛り込まれた国内の石油・LPガスの安定供給確保に向けたサプライチェーンの効率的維持・強化、燃料供給拠点の地域コミュニティインフラとしての機能強化等に取り組み、また「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた燃料供給インフラの強靱化と次世代化のため、大分液化ガス共同備蓄株式会社の特別高圧受電設備の更新を支援するべく財政融資資金3億円を要求。

(参考1) 「経済財政運営と改革の基本方針2019」

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取組

(5) 資源・エネルギー、環境対策

①資源・エネルギー

(略) 海外からの供給危機への対応として、ホルムズ海峡封鎖等の具体的な緊急時を想定した対応訓練の強化、産油国やアジア消費国との協力強化等を進める。国内でも、石油・天然ガス開発の促進や、海洋エネルギー・鉱物資源の開発・商業化に向け官民で取り組む。国内の石油・LPガスの安定供給確保に向けたサプライチェーンの効率的維持・強化、燃料供給拠点の地域コミュニティインフラとしての機能強化等に取り組む。

(参考2) 「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」

I Society5.0の実現

7. 脱炭素社会の実現を目指して

iv) エネルギー分野での取組

燃料供給インフラの強靱化と次世代化

製油所・油槽所の非常用発電設備の設置や、強靱性評価、耐震・液状化対策、入出荷設備の能力増強、安全停止対策等の実施を促進

災害時にLPガスの供給拠点となる中核充填所の設備強化と防災訓練の実施

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

【石油天然ガス等勘定】

1. 政策的必要性

「石油の備蓄の確保等に関する法律」第5条及び第10条の規定に基づく民間備蓄義務を果たすため、2社以上の民間石油精製業者等及び2社以上の石油ガス輸入業者等が共同で設立した備蓄会社が行う石油・石油ガス貯蔵施設の取得等の事業を対象に所要資金の80%を上限に必要な資金の融資を行うものである。

令和2年度の財政投融资要求における融資の対象は、大分液化ガス共同備蓄株式会社の特別高圧受電設備の更新工事であり、電力の安定供給等基地の安定操業のみならず、国の要請に基づいての緊急放出への対応にも不可欠なものであることから、令和2年度において大分液化ガス共同備蓄株式会社へ費用の8割に相当する3億円の財政融資資金を要求するものである。

2. 民業補完性

我が国への石油の供給不足のリスクや想定すべき緊急事態が複雑化、不確実化しつつある中、我が国へのエネルギーの供給が途絶した場合や供給不足の場合に備え、石油・石油ガス備蓄の重要性は以前にも増して高まっているところ。

係る状況の中、我が国のエネルギー・セキュリティの一翼を担う民間備蓄について当該民間備蓄支援の一環である共同石油ガス備蓄会社への融資制度は公益性及び政策的観点からも必要な業務である。

また、民間石油ガス備蓄事業は、政策目的達成のためには、膨大な調達コストの縮減を図ることが必要であり、長期資金を低金利で借り入れるために財政融資資金を活用することが必要最小限な政策的な手段であり、国の積極的な支援が必要な事業である。そのため、「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）②大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における「民間では担えないリスクの負担」に該当すると認識している。

【参考】「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月）

I. 財政投融资の役割

1. 官民の役割分担・リスク分担

(1) 基本的な考え方

i. 平時における公的金融機能

②大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における「民間では担えないリスクの負担」

3. 有効性

財政融資資金の活用により、市中借入よりも長期間、安定的かつ低利に、適切な時期に必要な事業の所要額を調達でき、金利負担の減少を通じて総事業費の縮小が図

られることによって、民間備蓄事業の着実な実施に寄与している。

令和2年度財政投融资要求におけるJOGMECからの融資の対象先である大分液化ガス共同備蓄株式会社は、対象工事を令和2年度末までに完了予定である。

4. その他

令和2年度財政投融资要求におけるJOGMECからの融資の対象先は、過去の借入について償還が滞ったことはなく、また、融資に当たっては、共同石油・石油ガス備蓄会社に対する出融資細則（JOGMEC内規）第20条に基づきJOGMECが担保を徴収することになっている。

30年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【石油天然ガス等勘定】

1. 決算についての総合的な評価

平成30年度決算（石油天然ガス等勘定に限る。以下同じ。）については、債務保証料収入等の自己収入を計上したが、石油天然ガス探鉱案件への資金出資によるリスクマネー供給事業の進展に伴い、この出資により取得した株式の評価損の計上及び債務保証に係る保証の代位弁済に備えるため、保証債務損失引当金を繰り入れたことにより、当期総損失として43,181百万円を計上した。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

流動資産548,276百万円、固定資産393,618百万円、資産合計941,894百万円である。このうち、民間備蓄融資事業貸付金が393,536百万円、関係法人への貸付金が2,971百万円（短期貸付金308百万円、長期貸付金2,663百万円）を占めている。

○負債

流動負債455,341百万円、固定負債70,248百万円、負債合計525,589百万円である。このうち、民間借入金が424,528百万円、財政融資資金借入金が2,971百万円（1年内返済長期借入金308百万円、長期借入金2,663百万円）を占めている。

○純資産

資本金609,941百万円、資本剰余金△4,662百万円、繰越欠損金188,922百万円、その他有価証券評価差額金△52百万円、純資産合計416,305百万円である。

(2) 費用・収益の状況

○費用

経常費用は151,500百万円である。財務費用は民間借入金の減少により当初予定額2,164百万円→59百万円となり2,105百万円減少している。

○収益

経常収益は113,144百万円である。業務収入のうち、貸付金利息は59百万円となっている。

平成30年度決算等を踏まえ、令和2年度の財政融資資金借入金については、3億円（事業規模：3億円）を要求。

(注) 決算額は、主務大臣承認前のものであることなどの理由により、異動することがある。

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融资等・金属鉱産物備蓄勘定（総括）】

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	449	362	87	24.0
うち 出 資	449	362	87	24.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	449	362	87	24.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	3,063	2,614	449	17.2
うち 出 資	3,063	2,614	449	17.2
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	3,063	2,614	449	17.2

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	1,239	967	272
(内訳)			
天然ガス業務	250	320	△70
石炭業務	—	3	△3
金属鉱物業務	989	644	345

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	1,239	967	272
(財源)			
財政投融资	449	362	87
財政融資	—	—	—
産業投資	449	362	87
政府保証	—	—	—
自己資金等	790	605	185
政府保証（5年未満）	763	447	316
貸付回収金	27	31	△3
その他	△0	127	△128

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融资等・金属鉱産物備蓄勘定（天然ガス業務）】

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	250	257	△7	△ 2.7
うち 出 資	250	257	△7	△ 2.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	250	257	△7	△ 2.7

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	1,692	1,442	250	17.3
うち 出 資	1,692	1,442	250	17.3
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,692	1,442	250	17.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	250	320	△70
(内訳)			
資産・企業買収等出資	100	120	△20
開発・液化出資	150	200	△50

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	250	320	△70
(財源)			
財政投融资	250	257	△7
財政融資	—	—	—
産業投資	250	257	△7
政府保証	—	—	—
自己資金等	—	63	△63
その他	—	63	△63

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融資等・金属鉱産物備蓄勘定（天然ガス業務）】

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について（平成26年6月）」では、平時における公的金融機能の一つとして「大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における『民間では担えないリスクの負担』」が想定されている。

探鉱・開発等事業はリターンが長期的には期待できるものの、リスクが高いことに加えて多額の資金を要し、民間資金だけでは十分に資金が供給されないことから、安定供給確保の観点から国（JOGMEC）が積極的な関与を行う必要がある。

東日本大震災後に原子力発電所の運転が停止したことにより、その代替電源となる火力発電の主要な燃料である天然ガスを安定的かつ安価な供給を実現することは重要である。天然ガスの安定的な供給の確保は、電力の安定供給を通じて、産業の空洞化の防止及び産業の競争力の維持・強化に寄与し、産業投資の目的である「産業の開発」に合致することから、産業投資を天然ガスの安定供給対策に戦略的に活用する。

また、探鉱事業、資産・企業買収等事業、開発・液化事業に対する支援の強化にあたっては、国の財政資金の効率的な使用の観点から、リスクの高い探鉱事業等はエネルギー対策特別会計から出資し、探鉱リスクのないミドルリスクと言える天然ガスの資産・企業買収等事業、開発・液化事業については、産業投資から出資を行う。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

資産・企業買収等事業、開発・液化事業に対する出資については、官民でのリスク分担等を勘案し、出資総額の1/2を上限としている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

資産・企業買収等事業、開発・液化事業は、探鉱事業に比べると地質的リスクは低下するものの、依然としてプロジェクトリスク又はカントリーリスクは一般的に高く、また多額の資金を要することから、民間資金だけでは円滑に資金が供給されない可能性が高く、国（JOGMEC）が積極的な関与を行う必要がある。

出資にあたっては、「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）等を踏まえ、石油・天然ガスの安定供給に向け上流権益の確保に継続的に取り組み、民間主導の原則に基づくリスクマネー供給を通じて強靱な産業体制を確立していく等の観点から、対象事業の重点化を図っている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるP D C Aサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

平成30年度においては、既に開発を開始している案件への出資に、別の産業投資出資案件の株式を過去に売却して得た売却収入を充当したこと等により、運用残が発生した。令和2年度要求については、開発企業等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズを聴取し、事業の実現性について精査を行った上で、必要となる事業規模を要求に反映している。なお、年に一度、外部有識者を交えて保有資産に係るレビューを行い、レビュー結果を案件組成に反映する。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	－（全額繰越）	2,214億円	50億円
運用残率	－	99.3%	29.4%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産業投資について

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融資等・金属鉱産物備蓄勘定（天然ガス業務）】

(事業名：投融資等・金属鉱産物備蓄勘定（天然ガス業務）)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

- ①北米での資産・企業買収等出資
- ②アフリカでの天然ガス液化事業への開発・液化出資

(2) 必要とする金額の考え方

石油天然ガス開発企業等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズを聴取し必要となる額を計上。

(3) 見込まれる収益

採択時に求められる水準を上回る出資の経済性を確保していく。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

資産・企業買収等事業、開発・液化事業に対する出資については、官民でのリスク分担等を勘案し、出資総額の1/2を上限としている。

2. リスク管理体制

- ①案件の採択にあたっては、事業を直接支援する事業部門にて民間会社からの申請内容を評価し、これを取りまとめた上で審査担当部署にて審査基準に基づき審査を行っている。審査においては、埋蔵量やコスト等に係る技術的事項・投資効率等に係る経済的事項・政策的な重要性に係る政策的事項・事業推進体制等に係る事業実施関連事項・環境及び社会影響等に係るHSE (Health, Safety and Environment) 関連事項の各分野で審査を行っている。そのうち外部専門家による一層厳格な評価が期待できる経済的事項・事業実施関連事項・HSE関連事項については、法務、財務、税務、HSEの各分野の外部専門家を活用している。
- ②ポートフォリオ全体でリターンを確保するため、油ガス田規模、経済性（コスト・収益性）、低油価耐性、投資先エリア、企業経営戦略やエネルギー政策との整合などを勘案し、優先順位をつけて取組む。具体的には、機構が保有するデータや専門的知見を活用し、上記に掲げられた観点を踏まえて優先づけを行う。また、年に一度、外部有識者を交え、保有資産に係るレビューを行い、レビュー結果を案件組成に反映する。案件組成の際には、中長期にわたり持続的に保有資産を維持・拡大できるように、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図る。

③平成24年4月にJOGMEC全体のリスクマネー資産管理強化のために金融資産課を設置し、案件の定期点検として石油天然ガス、金属鉱物、石炭、地熱資源の全出資・債務保証案件を対象とした四半期ごとの点検及び金属資源開発、鉱害、備蓄、石炭経過等の全融資案件を対象に年1～2回の点検を行い、それぞれ役員・事業部門と問題の共有化を行っている。また、全出資・債務保証案件を対象に年1回の年次評価として各案件の資産価値、リスク分析及び総合評価を実施し、役員及び事業部門と議論を行い、プロジェクト管理及び新規案件の採択プロセスに活用している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融資等・金属鉱物産物備蓄勘定（天然ガス業務）】

「経済財政運営と改革の基本方針2019」「第5次エネルギー基本計画」「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」並びに「成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2019」、「第5次エネルギー基本計画」「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」並びに「成長戦略フォローアップ」に盛り込まれた国内外での鉱物資源の安定供給確保に関する取組強化として、2016年11月の法改正により企業買収支援等の機能が拡充されたJOGMECの民間主導の原則に基づくリスクマネー供給による資産・企業の強靱化を図るため、資産・企業買収等出資及び開発・液化出資の実施に250億円の産投出資を要求。

【参考1】「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

5. 重要課題への取組

(5) 資源・エネルギー、環境対策

① 資源・エネルギー

リスクマネー供給等による資源権益の獲得を引き続き進めつつ、資源開発産業の競争力強化に向け、物理探査船更新によるデータ集積能力やAI・IoT等を応用した革新的技術の獲得等を促進する。アジアでのLNG需要開拓や、LNGバンカリング拠点形成等を推進する。国内外での鉱物資源の安定供給確保に関する取組を強化する。海外からの供給危機への対応として、ホルムズ海峡封鎖等の具体的な緊急時を想定した対応訓練の強化、産油国やアジア消費国との協力強化等を進める。

【参考2】「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）抜粋

第2節 2030年に向けた政策対応

1. 資源確保の推進

(1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立

石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率（2016年度は27%）を2030年に40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率（2016年度は61%）は2030年に60%を維持することを目指す。

また、中国、インド等新興国の台頭により今後ますます激化する資源獲得競争を勝ち抜くべく、国際競争力を持った上流開発企業の育成が急務である。具体的には、一定の生産規模、資源価格の変動に耐える適正かつ強靱な財務基盤及び優良な資産を保有し、需要開拓にも長けた「中核的企業」の創出を引き続き目指すとともに、上流産業の将来像及びそれに至る道筋について検討する。これらの実現に向け、2016年11月の法改正により企業買収支援等の機能が拡充された独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の民間主導の原

則に基づくリスクマネー供給を通じた資産・企業の強靱化、AI・IoT等を応用した革新的な資源開発技術の獲得支援、政策金融等を活用した上流及び中下流の展開支援等に取り組む。

【参考3】「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

iv) エネルギー分野での取組

「2030年に国産を含む石油・天然ガスを合わせた自主開発比率を40%以上とする」ために、「安定的な資源開発投資の促進」として「我が国企業による国内外の継続的な上流開発投資を支援」「石油・天然ガス分野及び鉱物資源分野における資源国との関係強化」、また「柔軟かつ透明性の高いLNG市場の実現・拡大」として「LNG関連プロジェクトに対する金融支援の強化・利便性向上」に取り組む。

【参考4】「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

7. 脱炭素社会の実現を目指して

iv) エネルギー分野での取組

・アジアを中心に柔軟かつ透明性の高いLNG市場の実現・拡大を目指し、LNG関連プロジェクトに対する金融支援の強化・利便性向上、制度・計画づくり及び人材育成等に取り組む。

・電池材料等の製造に必要な鉱物資源やエネルギー資源の着実な安定供給確保のため、資源外交や権益確保等に向けた取組を強化する。

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

【投融資等・金属鉱物産物備蓄勘定（天然ガス業務）】

1. 政策的必要性

探鉱・開発等事業はリターンが長期的には期待できるものの、リスクが高いことに加えて多額の資金を要し、民間資金だけでは十分に資金が供給されないことから、安定供給確保の観点から国（JOGMEC）が積極的な関与を行う必要がある。

東日本大震災後に原子力発電所の運転が停止したことにより、その代替電源となる火力発電の主要な燃料である天然ガスを安定的かつ安価な供給を実現することは重要である。

2. 民業補完性

我が国資源開発企業は国際メジャー等と比べて生産規模が小さく、投資のための財務基盤も強固ではないため、単独で資源開発を行うことは困難であり、国（JOGMEC）によるリスクマネー供給支援を行い、我が国開発企業の資産・企業買収等事業、開発・液化事業を促進し、もって資源の安定供給を確保していく。

3. 有効性

事業リスクやカントリーリスクが大きい資源の開発は、多額の費用を要するために、我が国民間企業のみで資金負担をすることは困難である。国（JOGMEC）が資金面で支援を行うことにより、民間企業の積極的な投資を促進し、資源の安定供給を確保するために有効である。

4. その他

案件の採択にあたっては、適切な技術的・経済的評価に基づく厳正な審査を行うことで、出資金還元不能のリスクを回避することに努める。また、出資先企業からの配当や出資先企業の株式の売却により、収益の確保が可能と見込まれる事業を採択する。

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融资等・金属鉱産物備蓄勘定（金属鉱物業務）】

1. 令和2年度の財政投融资

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	199	102	97	95.1
うち 出 資	199	102	97	95.1
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	199	102	97	95.1

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	837	638	199	31.2
うち 出 資	837	638	199	31.2
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	837	638	199	31.2

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	989	644	345
(内訳)			
国内探鉱資金融資	8	12	△4
海外探鉱資金出融資	19	58	△39
海外開発資金出資	199	127	72
希少金属備蓄事業費	763	447	316

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	989	644	345
(財源)			
財政投融資	199	102	97
財政融資	—	—	—
産業投資	199	102	97
政府保証	—	—	—
自己資金等	790	542	248
政府保証（5年未満）	763	447	316
貸付回収金	27	31	△3
その他	△0	64	△65

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融资等・金属鉱物産物備蓄勘定（金属鉱物業務）】

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

金属鉱物資源は国民生活や産業活動に不可欠な基礎的素材であるが、採掘とともに費消されるという減耗性を有することから、継続的に新規鉱山を開発しなければ供給は先細りする一方である。他方、中国をはじめとする新興国の経済成長等を背景に、金属鉱物資源の需要は長期的には必然的に増加する。

供給の減少、需要の増加によって需給バランスが崩れ、金属鉱物資源の確保が難しい状況になれば、そのほぼ全量を海外に依存する我が国の産業は大きな打撃を受ける。したがって、産業競争力の維持・向上を図る上で、金属鉱物資源の安定供給確保は極めて重要な政策課題である。

ところで、金属鉱物資源の安定供給を確保するためには、中長期的な視点で探鉱・開発等事業に継続的に投資することが重要である。しかしながら、金属鉱物資源の探鉱・開発等事業は、資源獲得に不確実性がある上、生産に至るまでのリードタイムが長く、必要な資金規模も大きい。加えて、カントリーリスクの高い国で事業を展開せざるを得なかったり、市況が大きく変動したりするなど、民間企業のみで負担するにはリスクが過大であるケースが多い。

以上のことから、金属鉱物資源の獲得に伴うリスクの一部をJOGMECが負担することにより、民間企業の当該分野への積極的な投資を促すことが求められる。

また、我が国の経済安全保障の観点から重要な希少金属については、それら金属鉱物資源の安定供給を確保するため、短期的な供給障害への対策が必要不可欠である。そのため、希少金属備蓄事業は、国家備蓄及び民間備蓄の2本立てとして官民で適切な役割分担のもと実施している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

JOGMECは、金属鉱物資源の獲得に伴うリスクの一部を負担することで民間企業の積極的な投資を促しつつ、民間企業のモラルハザードを防止するため、各支援メニューに支援比率の上限を定めている。

具体的には、探鉱資金融資については所要資金の70%（レアメタル・ウランにかかるものは80%以内）を貸付の上限とし、探鉱資金出資及び開発資金出資については本邦との共同出資会社において単独で最大株主とならない範囲を出資の上限としている。

希少金属備蓄事業においては、我が国の消費量をベースに策定された備蓄目標量の70%を国家備蓄、30%を民間備蓄することとしており、官民双方で短期的供給障害リスクに対する分担すべき備蓄量を確保している。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

探鉱資金融資においては、民間金融機関からの資金調達が困難な探鉱事業に融資対象を限定している。また、探鉱資金出資及び開発資金出資は、民間のみでは担いきれないリスクの範囲に限定して支援を行っており、JOGMECの支援が不要になったと判断した際にはJOGMEC保有株式の民間企業への売却を検討することによって、重点化や効率化を図っている。

希少金属備蓄事業においては、民間には生産等活動の実態を踏まえ最大限の備蓄を実施させつつ、民間備蓄が消費された場合にあっては我が国経済活動を継続実施させるための最低限の国家備蓄を実施しており、官民でリスク分担している。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

リーマンショック以降の金属価格は、全般的に、23年度をピークとして28年度上半期まで下降局面が続いた。その間、民間企業は金属鉱物資源分野への投資を手控えたことから、JOGMECの制度活用実績も低調であった。しかしその後、多くの鉱種で金属価格は回復基調となり、民間企業の投資が活発化しつつある。結果として、平成29年度は約134億円の海外開発出資を実行し、その後も海外開発出資案件を始めとして複数の案件相談を受けている。なお、平成30年度は3案件に対して約15億円の探鉱資金融資を実行し、これらは全額自己資金で対応している。

令和2年度要求は、以上の状況を踏まえて、非鉄金属会社、商社及び鉄鋼メーカー等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズを丁寧にヒアリングし、事業の実現性について精査を行った上で、必要となる事業規模を確保する内容としている。

なお、財政投融資分科会での審議を踏まえて、新規の出資は既存出資案件の対象国、対象鉱種等のバランス、いわゆるポートフォリオを考慮して行うこととする。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	75億円	—	155億円
運用残率	100.0%	—	100.0%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

なし

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

産業投資について

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融資等・金属鉱産物備蓄勘定（金属鉱物業務）】

(事業名：国内探鉱資金融資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

国内で実施される探鉱事業の所要資金の一部を融資により拠出する。

(2) 必要とする金額の考え方

非鉄金属会社、商社及び鉄鋼メーカー等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズをヒアリングした結果に基づく。ただし、JOGMECの融資は、本邦法人の所要資金の70%を上限とする。

(3) 見込まれる収益

貸付金利は財政融資資金貸付金利に準じて設定しており、毎月見直している。したがって、見込まれる収益性は財政融資資金貸付と同等になる。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

現在実施中の探鉱事業に対する融資を予定しており、すでに民間資金が動員されている。

2. リスク管理体制

①執行管理

案件採択時には、審査担当部署において、客観的な立場で技術的事項・経済的事項・事業実施関連事項、労働安全衛生・環境（HSE）事項等に関する厳正な審査を行う。

②残高管理

「与信管理システム」において、会社毎の債務残高、返済計画、発生金利を管理している。

③モニタリング体制等

「与信管理システム」に基づき、毎月の債務残高を経理部に報告している。
なお、貸付金の返済確実性は、探鉱の成否ではなく、親会社の保証や担保によって確保している。そのため、親会社の財務状況や担保の評価を年2回行っている。

(事業名：海外探鉱資金出資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本邦法人又は本邦法人が直接・間接的に参画する外国法人が海外（本邦周辺海域を含む）で実施する探鉱事業に必要な資金の一部を出資により拠出する。

(2) 必要とする金額の考え方

非鉄金属会社、商社及び鉄鋼メーカー等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズをヒアリングした結果に基づく。ただし、JOGMECの出資は、本邦法人との共同出資会社において単独で最大株主とならない範囲とする。

(3) 見込まれる収益

探鉱事業への出資で期待される収益は、株式売却時のキャピタルゲインである。株式売却の検討は、株式の評価を合理的に行うことが可能となった場合に行い、予定価格を含む売却条件は、外部の有識者から構成される委員会の答申に基づき決定する。

案件採択時は、探鉱が成功し、案件が開発に移行することを前提に、採択時点の鉱量、金属価格等を基準として作成したCFモデルに基づいて収益性を評価する。ただし、株式の売却価格は、探鉱の成否、売却時の市況等に左右されることから、参入時点で正確に評価することは出来ない。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

非鉄金属会社、商社及び鉄鋼メーカー等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズをヒアリングした結果に基づいていることから、現時点で蓋然性は十分にある。

ただし、今後の相手方（海外の権益保有者）との交渉の行方等により、案件が成立しない可能性はある。

2. リスク管理体制

① 執行管理

案件採択時には、審査担当部署において、客観的な立場で技術的事項・経済的事項・事業実施関連事項、労働安全衛生・環境（HSE）事項等に関する厳正な審査を行う。また、内部審査を補完するため、技術、法務、財務・税務、HSEの各外部専門家から助言を受ける。

② 残高管理

毎年度、既存案件のポートフォリオを分析し、業務評価委員会（金属鉱物資源開発・鉱害防止等専門部会）における意見聴取を踏まえてポートフォリオ管理方針を見直した上で、ネガティブリストの必要性について検討する。

③ モニタリング体制等

原則として、新年度開始前に年間事業計画の提出を求める。提出された年間事業計画は、増資の有無にかかわらず、経済性を含めて審査担当部署のチェックを受ける。

また、事業の状況、進捗については月次で報告を受け、必要と判断した場合に

は適宜、関係者との面談、現地調査等の対応をとる。

その他、金融資産課において、四半期毎の案件棚卸、年1回のプロジェクト・パフォーマンス・レビューを行い、他セグメントを含む全てのリスクマネー供給案件を横並びにして、リスク分析・評価を行う。

(事業名：海外探鉱資金融資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本邦法人又は本邦法人が直接・間接的に参画する外国法人が海外（本邦周辺海域を含む）で実施する探鉱事業の所要資金の一部を融資により拠出する。

(2) 必要とする金額の考え方

非鉄金属会社、商社及び鉄鋼メーカー等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズをヒアリングした結果に基づく。ただし、JOGMECの融資は、本邦法人の所要資金の70%（レアメタル・ウランにかかるものは80%以内）を上限とする。

(3) 見込まれる収益

貸付金利は財政融資資金貸付金利に準じて設定しており、毎月見直している。したがって、見込まれる収益性は財政融資資金貸付と同等となる。

ただし、探鉱が不調に終わるなど借入人の責によらない理由で対象案件が開発に至らなかった場合、借入人は金利減免申請日以降の金利の全額免除又は1/2減額を受けられる。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

非鉄金属会社、商社及び鉄鋼メーカー等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズをヒアリングした結果に基づいており、蓋然性は十分ある。

ただし、金属市況の推移や他案件の動向等を理由に、経営方針が見直され、探鉱計画が変更される可能性はある。

2. リスク管理体制

① 執行管理

案件採択時には、審査担当部署において、客観的な立場で技術的事項・経済的事項・事業実施関連事項、労働安全衛生・環境（HSE）事項等に関する厳正な審査を行う。また、内部審査を補完するため、HSEに関して外部専門家から助言を受ける。

② 残高管理

「与信管理システム」において、会社毎の債務残高、返済計画、発生金利を管理している。

③ モニタリング体制等

「与信管理システム」により、毎月の債務残高を評価部に報告している。

なお、貸付金の返済確実性は、探鉱の成否ではなく、親会社の保証や担保によ

って確保している。そのため、親会社の財務状況や担保の評価を年2回行っている。

(事業名：海外開発資金出資)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

本邦法人又は本邦法人が直接・間接的にその経営を支配する外国法人が、海外(本邦周辺海域を含む)で金属鉱物の採掘等をする権利を有する者からその権利を譲り受ける際に必要な資金の一部を出資により拠出する。

(2) 必要とする金額の考え方

非鉄金属会社、商社及び鉄鋼メーカー等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズをヒアリングした結果に基づく。ただし、JOGMECの出資は、本邦法人との共同出資会社において単独で最大株主とならない範囲とする。

(3) 見込まれる収益

採掘等事業への出資で期待される収益は、対象事業の利益に対する配当と株式売却時のキャピタルゲインである。なお、出資時点で開発前又は開発中の案件では、配当が期待出来るのは操業開始後となる。

株式売却時、売却価格(予定価格)を含む売却条件は、外部の有識者から構成される委員会の答申に基づき決定する。鉱山は、一般的に採掘が進むにしたがって資源が費消されるが、金属価格の上昇や周辺採掘による追加鉱量の獲得によって資産価値が上昇する場合もある。

案件採択時は、採択時点の鉱量、金属価格等を基準として作成したCFモデルに基づき、収益性を評価する。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

非鉄金属会社、商社及び鉄鋼メーカー等から投資に対する方針や金融支援に対する資金ニーズをヒアリングした結果に基づいており、蓋然性は十分にある。

ただし、今後の相手方(海外の権益保有者)との交渉の行方等により、案件が成立しない可能性もある。

2. リスク管理体制

① 執行管理

案件採択時には、審査担当部署において、客観的な立場で技術的事項・経済的事項・事業実施関連事項、労働安全衛生・環境(HSE)事項等に関する厳正な審査を行う。また、内部審査を補完するため、技術、法務、財務・税務、HSEの各外部専門家から助言を受ける。

② 残高管理

毎年度、既存案件のポートフォリオを分析し、業務評価委員会(金属鉱物資源開発・鉱害防止等専門部会)における意見聴取を踏まえてポートフォリオ管理方針を見直した上で、ネガティブリストの必要性について検討する。

③モニタリング体制等

原則として、新年度開始前に年間事業計画の提出を求める。提出された年間事業計画は、増資の有無にかかわらず、経済性を含めて審査担当部署のチェックを受ける。

また、事業の状況、進捗については月次で報告を受ける。報告内容には、生産、販売及び財務の状況等を含む。こうした報告を受けて、必要と判断した場合には適宜、関係者との面談、現地調査等の対応をとる。

その他、金融資産課において、四半期毎の案件棚卸、年1回のプロジェクト・パフォーマンス・レビューを行い、他セグメントを含む全てのリスクマネー供給案件を横並びにして、リスク分析・評価を行う。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融資等・金属鉱産物備蓄勘定（金属鉱物業務）】

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

国内探鉱融資、海外探鉱出融資、海外開発資金出資は、「経済財政運営と改革の基本方針2019」に盛り込まれた事項（リスクマネー供給等による資源権益の獲得を引き続き進めつつ、国内外での鉱物資源の安定供給確保に関する取組を強化する。）を実行するために必要な施策。「成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた「電池材料等の製造に必要な鉱物資源の安定供給確保」や「ベースメタルの自給率目標（2030年に80%）の達成」のため、リチウム、ストロンチウム、銅、鉛、亜鉛等を対象とした出融資に必要な財源を要求。

【参考】「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）
第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

5. 重要課題への取り組み

(5) 資源・エネルギー、環境対策
(略)

リスクマネー供給等による資源権益の獲得を引き続き進めつつ、資源開発産業の競争力強化に向け、物理探査船更新によるデータ集積能力やAI・IoT等を応用した革新的技術の獲得等を促進する。アジアでのLNG需要開拓や、LNGバンカリング拠点形成等を推進する。国内外での鉱物資源の安定供給確保に関する取組を強化する。

(略)

【参考】「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日）

第2 具体的施策

I. Society 5.0の実現

7. 脱炭素社会の実現を目指して

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iv) エネルギー分野での取組

(略)

・ 電池材料等の製造に必要な鉱物資源やエネルギー資源の着実な安定供給確保のため、資源外交や権益確保等に向けた取組を強化する。

(略)

【参考】「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」

I. Society5.0の実現

7. 脱炭素社会の実現を目指して

iv) エネルギー分野での取り組み

■ 安定的な資源開発投資の促進

- ・ 安定的かつ安価な資源の確保の推進
- ・ 我が国企業による国内外の継続的な上流開発投資を支援

■ 資源外交や権益確保等に向けた取組

- ・ 電池材料等の製造に必要な鉱物資源やエネルギー資源の着実な安定供給確保のため、資源外交や権益確保等に向けた取組を強化する

(KPI) 2030年にベースメタルの自給率を80%以上とする

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

【投融資等・金属鉱物産物備蓄勘定（金属鉱物業務）】

1. 政策的必要性

経済産業省の政策評価体系において、金属鉱物資源の安定供給確保は「VI. エネルギー・環境」の「1. 資源・燃料」に位置づけられており、重要な施策の一つである。

当該施策を達成するためには民間企業の継続的な投資が必要であるが、金属鉱物資源の探鉱・開発等事業は、資源獲得に不確実性がある上、生産に至るまでのリードタイムが長く、必要な資金規模も大きい。加えて、カントリーリスクの高い国で事業を展開せざるを得なかったり、市況が大きく変動したりするなど、民間企業のみで負担するにはリスクが過大であるケースが多い。したがって、民間企業のみでは担いきれないリスクをJOGMECが負担することにより、民間企業の積極的な投資を促すことが必要不可欠である。

また、超長期資金による手当の必要性、リスクの大きさ、及び長期的リターンへの期待に鑑み、その財源には産投出資を充てるのが適切である。

2. 民業補完性

JOGMECは、産投出資を、国内探鉱資金融資、海外探鉱資金出融資、海外開発資金出資の原資として活用している。具体的には、融資においては、民間金融機関からの資金調達が困難な探鉱事業に対して貸付を行うこと、出資においては、民間が担いきれないリスクをシェアするとともに、公的機関としてプロジェクトに参画することで民間の事業推進を支え、対象国のカントリーリスクを緩和することなどをもって、民間の金属鉱物資源分野への投資を誘発している。したがって、JOGMECの支援は、民間の事業と重複するものではない。

3. 有効性

金属鉱物資源の安定供給確保のためには、本邦企業が自ら鉱山の権益を保有することにより自給率を高めることが不可欠である。第5次エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）では、「鉱物資源（ベースメタル）の自給率（2016年度は50%）を2030年に80%以上に引き上げることを目指す」と掲げられている。JOGMECが探鉱資金出融資、開発資金出資を通じて質的補完を行うことで、民間企業の金属鉱物資源分野への積極的な投資を促し、目標の達成を図る。

なお、金属鉱物資源は採掘とともに費消されるという減耗性を有することから、目標を達成した後も投資を継続することが必要である。

4. その他

リスクマネーの供給においては、支援案件のリスク管理は極めて重要である。そのため、案件採択時には、審査担当部署において、客観的な立場で技術的事項、経済的事項、事業実施関連事項、労働安全衛生・環境（HSE）事項に関する厳正な審査を行う。また、内部審査を補完するため、技術、法務、財務・税務、HSEの各外部専門家から助言を受ける。

なお、融資においては、親会社の保証又は担保の徴求によって償還確実性を確保している。出資においては、対象事業の経済性の評価において、金属価格等の設定条件が基準よりも一定程度下振れした場合でも収益性が確保出来ることを採択の条件としている。

案件採択後は、出資案件については事業部署において月次のモニタリングを行う他、審査担当部署における年間事業計画のチェックと決算管理、および金融資産課における定期的なリスク分析・評価を受ける。融資案件については保証人の財務状況や担保の評価を年2回行う。

30年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【投融资等・金属鉱産物備蓄勘定】

1. 決算についての総合的な評価

平成30年度決算においては、債務保証料収入等の業務収入が業務経費を上回ったこと等により、当期総利益として271百万円を計上。当期利益処分として前期繰越欠損金を取り崩すこととしている。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

流動資産59,592百万円、固定資産122,149百万円、資産合計181,741百万円である。このうち国内貸付金が3,598百万円（短期貸付金733百万円、長期貸付金2,864百万円）、海外貸付金が8,566百万円（短期貸付金2,320百万円、長期貸付金6,246百万円）、関係会社株式が34,747百万円を占めている。国内探鉱の貸付実績は795百万円であり、海外探鉱の貸付実績は700百万円である。

○負債

流動負債43,729百万円、固定負債221百万円、負債合計43,951百万円である。このうち民間借入金が43,682百万円（1年内返済長期借入金43,682百万円）を占めている。

○純資産

資本金213,233百万円、資本剰余金3,490百万円、繰越欠損金78,909百万円、その他有価証券評価差額金△23百万円、純資産合計137,790百万円である。

(2) 費用・収益の状況

○費用

経常費用は468百万円である。財務費用のうち民間借入金利息は、予定金利に比べ低金利で資金調達した結果、当初予定額182百万円→0円となり182百万円減少している。

○収益

経常収益は780百万円である。業務収入のうち海外貸付金からの貸付金利息は、貸付額の減少により当初予定額88百万円→58百万円となり30百万円減少している。

投融资等・金属鉱産物備蓄勘定の平成30年度決算の状況及び令和元年度当初計画を踏まえ、令和2年度の産業投資出資金については、令和元年度当初計画に対して87億円増の449億円（事業規模1,239億円）を要求。

(注) 決算額は、主務大臣承認前のものであることなどの理由により、異動することがある。

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【金属鉱業一般勘定】

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	5	6	△1	△ 16.7
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	5	6	△1	△ 16.7

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	30	29	1	5.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	30	29	1	5.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		5	6	△1
(内訳)	鉱害防止融資	5	6	△1
	使用済特定施設鉱害防止工事分	4	5	△1
	坑廃水処理事業分	1	1	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		5	6	△1
(財源)	財政投融资	5	6	△1
	財政融資	5	6	△1
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	—	—	—
	貸付回収金	4	4	0
	借入金等償還	△4	△3	△0
	その他	△0	△0	0

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【金属鉱業一般勘定】

＜官民の役割分担・リスク分担＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

金属鉱業等に係る鉱山は、他の一般産業の工場等と異なり、事業活動が終了した後も坑廃水に含まれる重金属による水質汚濁等をもたらすことが少なくなく、放置すれば、人の健康被害、農業・漁業被害等深刻な社会問題（鉱害問題）を引き起こすことになる。特に坑廃水処理事業については継続して実施することが必要である。こうした鉱害防止のための措置を講じることは、環境と経済の両立した経済社会の形成及び国民生活の安心・安全のためにも必要である。

全体として、より効果的で効率的な鉱害防止事業が実施されるためには、国、地方公共団体、企業が役割分担することが重要であり、国としては、鉱業権者（鉱害防止義務者）が鉱害防止事業を確実に実施するような措置を講ずることが必要である。

本来、鉱害防止事業は、汚染者負担の原則（Polluter-pays principle：PPP）により、鉱山保安法等に基づき鉱業権者が実施すべきものである。しかしながら、鉱害防止事業は、休廃止した鉱山の後処理事業であり、新たなキャッシュ・フローを伴わない収益性のない事業であるため、民間金融機関等の融資対象には馴染まないものである。このため、平時における公的金融機能として「民間金融市場の補完」に該当すると判断される。

企業に過度な負担を強いることなく鉱害防止事業を円滑かつ持続的に実施させるためには、政策的な支援が必要であり、金融手法による支援策を講じることが有効である。従って、財政融資資金による安定的な資金の供給が必要である。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

平成23年度要求から事業計画、融資希望額等について各企業からのアンケート調査及びヒアリング回数を増やして実施し、適正な事業規模の要求としているところ。令和2年度要求においては、アンケート調査及びヒアリングにより使用済特定施設鉱害防止工事分の資金需要状況を把握、当該工事の必要性及び目的を精査し、適切な事業規模の要求とした。

なお、鉱害防止資金融資の実行にあたっては、対象となる事業費の一定割合（中小企業：80%、大企業：70%）を貸付上限額とし、貸付先から十分な担保または親会社保証を徴求している。また、財務評価は半期毎に、担保評価は半期毎または1年毎に実施し、不足が見込まれるものについては追加担保を徴するなど、十分な債権保全に努めていることから、償還確実性は十分確保されている。

以上のように、対象事業を鉱害防止事業等に限定した上で、官民で融資を分担し、必要な担保を徴求すること等によって民間企業のモラルハザードを防ぎ、適度な支援を行っている。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

本来、鉱害防止事業は、汚染者負担の原則（PPP）により、鉱山保安法等に基づき鉱業権者が実施すべきものである。

しかしながら、鉱害防止事業は新たなキャッシュ・フローを伴わない収益性のない事業であるため、民間金融機関からの資金調達は困難である。このため、企業に過度な負担を強いることなく鉱害防止事業を円滑かつ持続的に実施させるためには、政策的な支援が必要であり、金融手法による支援策を講じることが有効である。従って、財政融資資金による安定的な資金の供給が必要である。

平成23年度要求から事業計画、融資希望額等について各企業からのアンケート調査及びヒアリング回数を増やして実施し、適正な事業規模の要求を行っている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

平成23年度以降の財政投融資の要求に当たっては、事業計画、融資希望額等について各企業からのアンケート調査及びコンサルテーションを実施することにより、鉱害防止事業計画及び事業規模を的確に把握し、当初の事業予測と実績が異なるように努めているところである。

(参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	3.1億円	1.9億円	5.3億円
運用残率	62.2%	19.3%	66.3%

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【金属鉱業一般勘定】

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

(1) 「経済財政運営と改革の基本方針2019」等に盛り込まれた事項

「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)において、5. 重要課題への取組の中で、(7) 暮らしの安全・安心 ①防災・減災と国土強靱化において、災害対策・国土強靱化の取組を推進するとされている。また「国土強靱化年次計画2019」において、7-5) 有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大に関し、「大規模地震等により有害物質の流出が懸念される鉱山集積場の対策を速やかに実施する。」とされている。

これらの事項を受け、鉱害防止事業において、所要の事業規模を要求するもの。

・ 鉱害防止融資：事業規模5億円

i) 使用済特定施設鉱害防止工事分：事業規模4億円

ii) 坑廃水処理事業分：事業規模1億円

(2) 具体的な内容

金属鉱業等による鉱山は、事業活動が終了した後においても、カドミウム、ヒ素等の重金属を含んだ坑廃水を、坑道等から公共用水域に永続的に流出し続け、また、集積場の崩壊等により、鉱害を発生させるおそれがあるという特殊性を有している。これをそのまま放置すれば、下流の河川を汚染し、人の健康への被害、農作物への被害等の深刻な社会問題を引き起こすことになる。

このため、使用を終了した坑道及び集積場に係る鉱害防止のための事業、坑廃水による鉱害防止のための処理事業等について、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構は鉱山企業等に対して必要な資金の融資を行うことにより、国土強靱化への取組みを進めるものである。

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）

【金属鉱業一般勘定】

1. 政策的必要性

金属鉱業等による鉱山は、事業活動が終了した後においても、カドミウム、ヒ素等の重金属を含んだ坑廃水が、坑道等から公共用水域に永続的に流出し続け、また、堆積場の崩壊等により、鉱害を発生させる恐れがあるという特殊性を有している。また、地域社会への影響も大きく、公益性の確保を図るため、緊急に解決する必要があることから、政府は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法を制定し鉱害を防止するために必要な規制の強化を図るとともに、汚染者負担の原則（PPP）に則り、鉱害防止事業が確実に実施されるよう必要な措置を講ずることとし、公的な支援を行うこととしている。

鉱害防止事業は、休廃止した鉱山の後処理的な事業であり、新たなキャッシュ・フローを伴わない収益性のない事業であるため、民間金融機関からの資金調達は困難である。また、事業規模が小さく、債券の発行ロットに満たないため、財投機関債の発行は困難である。

このため、企業に過度な負担を強いることなく鉱害防止事業を円滑かつ持続的に実施させるためには、政策的な支援が必要であり、金融手法による支援策を講じることが有効である。従って、財政融資資金による安定的な資金の供給が必要である。

2. 民業補完性

鉱害防止事業は、鉱山保安法等の規定に基づき、鉱業権者に対して鉱害防止工事及び坑廃水処理事業等を義務付けているところであるが、休廃止した鉱山の後処理事業であり、企業にとって収益性のない後ろ向きの事業であること、また中小の鉱山企業には資金繰りに厳しい企業も少なくないこと等から、民間金融機関等の融資対象には馴染まないものであり、平時における公的金融機能として「民間金融市場の補完」に該当すると判断される。

3. 有効性

鉱害防止融資事業は、昭和48年度から平成30年度までの間に延べ1,233件532億円の融資を行い鉱害防止の着実な実施を支援している。

また、鉱害防止事業は、休廃止鉱山の重金属等による鉱害の発生を防止することを目的としている。この鉱害を防止するため、環境基本法に基づき、公共用水域の水質についての環境基準を設定し、更に水質汚濁防止法に基づき、排出水の水質について排水基準を設定している。鉱害防止事業を実施することにより、坑廃水を同基準に適合した状態に処理した後放流しており、環境基準等をクリアすることにより国民の健康の保護、生活環境の保全に寄与している。

4. その他

鉱害防止資金融資の実行にあたっては、対象となる事業費の一定割合（中小企業：80%、大企業：70%）を貸付上限額とし、貸付先から十分な担保または親会社保証を徴求している。また、財務評価は半期毎に、担保評価は半期毎または1年毎に実施し、不足が見込まれるものについては追加担保を徴するなど、十分な債権保全に努めていることから、償還確実性は十分確保されている。

30年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

【金属鉱業一般勘定】

1. 決算についての総合的な評価

平成30年度決算については、出資による受取配当金、権益譲渡収入等により当期総利益として1,221百万円を計上。当期利益処分として積立金及び金属資源開発支援に係る地質構造調査積立金に積み立てることとしている。

事業達成状況としては、鉱害防止資金については、既定の採択基準等に則り、1企業に対する貸付け(270百万円)を実行し、鉱害防止義務者が行う休廃止鉱山の鉱害防止事業に貢献した。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

流動資産23,906百万円、固定資産51,529百万円、資産合計75,435百万円である。このうち鉱害貸付金が2,585百万円(短期貸付金359百万円、長期貸付金2,226百万円)を占めている。鉱害貸付金の貸付実績額は270百万円である。

○負債

流動負債25,389百万円、固定負債2,600百万円、負債合計27,989百万円である。このうち財政融資資金借入金が2,593百万円(短期借入金335百万円、長期借入金2,258百万円)を占めている。財政融資資金借入金の借入実績額は270百万円である。

○純資産

資本金30,916百万円、資本剰余金9,934百万円、利益剰余金6,595百万円、純資産合計47,446百万円である。利益剰余金のうち当期総利益は1,221百万円である。

(2) 費用・収益の状況

○費用

経常費用は7,771百万円である。財務費用のうち財政融資資金借入金の支払利息は、借入金残高の減少等により当初予定額25百万円→16百万円となり9百万円減少している。

○収益

経常収益は8,992百万円である。業務収入のうち鉱害貸付の貸付金利息は貸付金残高の減少等により当初予定額32百万円→23百万円となり10百万円減少している。

平成30年度決算等及び鉱害防止義務者への鉱害防止事業計画のヒアリング結果等を踏まえ、令和2年度の財政融資資金借入金については5億円(事業規模：5億円)を要求。

(注) 決算額は、主務大臣承認前のものであることなどの理由により、異動することがある。